

## 安全データシート (SDS)

作 成 2003年3月1日  
第6回改訂 2013年1月1日

### 1. 化学物質等および会社情報

#### 製品

化学物質等の名称 超硬合金及び被覆超硬合金。

#### 供給者情報

会社名： グーリングジャパン株式会社  
住所： 東京都中央区月島3-24-5  
電話番号： 03-3536-2800  
FAX 番号： 03-3536-2805  
緊急連絡先： 名古屋工場技術チーム 0565-65-3688

#### 推奨用途および使用上の制限

主に金属材料等の切削加工用工具・塑性加工用耐摩工具、碎石・土木・都市開発用工具等

#### 製品の状態に対する注意

- 固形物は通常の工具使用においては化学的に安定で安全です。
- 超硬合金を素材とする工具を用いて、通常の使用方法により他の金属等の加工等（研磨、切削、圧延を含む）を行う場合は安全です。
- 本 SDS は、原料および加工で生じる粉塵等についての情報となります。

### 2. 危険有害性の要約

#### GHS 分類(コバルトが含まれる場合のコバルトについて以下の分類がある)

物理化学的危険性：	● 水反応可燃性化学品	区分外
健康に対する有害性：	● 急性毒性（経口）	区分外
	● 呼吸器感作性	区分1
	● 皮膚感作性	区分1
	● 発がん性	区分2
	● 生殖毒性	区分2
	● 特定標的臓器毒性（単回暴露）	区分3（気道刺激性）
	● 特定標的臓器毒性（反復暴露）	区分1（呼吸器）
環境有害性：	● 水性環境慢性有害性	区分4

※記載のないものは、分類対象外または分類できない。

#### GHS ラベル要素

	原料および加工で生じる粉塵等	素材および製品
絵表示又はシンボル：		該当無し
注意喚起語：	危険	該当無し
危険有害性情報：	● 吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ。	該当無し
	● アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれ。 ● 発がんのおそれの疑い。 ● 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い。 ● 呼吸器への刺激のおそれ。 ● 長期又は反復ばく露による呼吸器の障害。 ● 長期的影響により水性生物に有害のおそれ。	該当無し

注意書き：	<p><b>原料および加工で生じる粉塵等</b></p> <p><b>【安全対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 使用前に安全パンフレットを入手し参照すること。</li> <li>• すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。</li> <li>• 適切な個人用保護具や換気装置を使用し、ばく露を避けること。</li> <li>• 適切な保護手袋を着用すること。</li> <li>• 換気が十分でない場合には、適切な呼吸用保護具を着用すること。</li> <li>• 粉塵の吸入を避けること。</li> <li>• この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。</li> <li>• 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。</li> <li>• 取り扱い後はよく手を洗うこと。</li> <li>• 環境への放出を避けること。</li> </ul> <p><b>【応急措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。</li> <li>• 呼吸に関する症状が出た場合には、医師に連絡すること。</li> <li>• 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。</li> <li>• 汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。</li> <li>• 皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。</li> <li>• 皮膚に付着した場合、皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを求めること。</li> <li>• ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当て、診断を受けること。</li> </ul>	<p><b>素材および製品</b></p> <p><b>【安全対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 使用前に安全パンフレットを入手し参照すること。</li> <li>• すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。</li> </ul>
	<p><b>【廃棄】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務を委託すること。</li> </ul>	

### 3. 組成および成分情報

- 超硬合金は以下の物質で被覆されている場合がある。  
AlN、Al<sub>2</sub>O<sub>3</sub>、(Al,Ti)N、B<sub>4</sub>C、Cr<sub>3</sub>C<sub>2</sub>、CrN、MoS<sub>2</sub>、Ti(B,C,N)、TiC、(Ti,Zr)N、WC
- 単一製品・混合物の区別：混合物（合金）
- 超硬合金の成分および濃度または濃度範囲（含有量）

成分	化学式	CAS 番号	PRTR 法の 号番号	労働安全衛生法 施行令番号	組成 mass%
炭化タングステン	WC	12070-12-1			55-95
炭化タンタル	TaC	12070-06-3			0-20
炭化ニオブ	NbC	12069-94-2			0-20
炭化チタン	TiC	12070-08-5			0-20
窒化チタン	TiN	25583-20-4			0-5
炭化バナジウム	VC	12070-10-9	1 種 321 号		0-5
コバルト	Co	7440-48-4	1 種 132 号	別表 9-172	0-30 <sup>**</sup>
ニッケル	Ni	7440-02-0	1 種 308 号	別表 9-418	0-30 <sup>**</sup>
クロム	Cr	7440-47-3	1 種 87 号	別表 9-142	0-5 <sup>**</sup>

※ PRTR 法指定化学物質（コバルト、ニッケル、クロム）の含有量の詳細（有効数字二桁）が必要な場合は担当部門にご連絡下さい。

### 4. 応急措置

#### 吸入した場合

- 粉塵を吸引したり、作業者に呼吸器系の症状（咳、喘ぎ、息切れ等）が現れたら、職場から移動させ隔離する。もし呼吸困難な場合は酸素吸入をすること。呼吸が停止している場合は、直ちに人工呼吸を行うとともに、医師の診断／手当てを受けさせること。
- 万一刺激や発疹が続く場合は、医師の診断／手当てを受けさせること。

#### 皮膚に付着した場合

- もし皮膚に粉塵が付着した場合は、汚染された衣服を脱がせ、付着部を石鹸水で十分に洗浄すること。刺激や発疹が続くようであれば、医師の診断／手当てを受けさせること。

#### 目に入った場合

- 粉塵が目に入った場合は、直ちに清浄な流水で洗い流すこと。もし刺激が続く場合は医師の診断／手当てを受けさせること。

#### 飲み込んだ場合

- 多量に粉塵を飲み込んだ場合は、大量の水を摂取して希釈後、医師の診断／手当てを受けさせること。

### 5. 火災時の措置

#### 消火剤

- 粉塵火災の場合は、乾燥砂、膨張する石または膨張真珠岩、ABC タイプ（一般、油、電気火災用）の粉末消火器、または水（マグネシウム、アルミなどの軽金属の切粉を含む粉塵は禁水）を用いて消火すること。

#### 異常火災および爆発

- 粉塵は、粒度が非常に細かくかつ引火点の低い研削油と混在しているなどの特定条件下では自然発火の可能性がある。また発火しやすい特殊な条件下の粉塵が大気中に分散された場合、爆発限界内に入る可能性がある。このような場合は、先ず身の安全を確保した後、必要な消火手段を講ずること。

#### 消火を行う者の保護

- 消火を行う者は、防塵マスクの着用または呼吸保護具等を着用すること。

### 6. 漏出時の措置

#### 人体に対する注意事項

- 粉塵を清掃する人は、人体へのばく露を最小限にするための服装と呼吸保護具等の装備を

すること。

#### 環境に対する注意事項

- 粉塵は産業廃棄物として処理し、水系には漏出させないこと。

#### 除去方法

- 粉塵については、場所を隔離し、微粒子を高能率で回収できるフィルターを装備した掃除機等を使って除去すること。適当な除去方法がない場合は、霧状の水または濡れた床ふきモップで湿らせて粉塵を除去すること。

### 7. 取り扱いおよび保管上の注意

#### 取扱い

- 超硬合金は安定した物質であり健康への影響はほとんどないが、コバルト又はニッケルを含む粉塵や研削液に長時間または繰り返し接触すると、肌荒れを生じるおそれがある。
- 超硬合金は比重が大きいので、大型製品や数量が多い場合は重量物として取り扱うこと。
- コバルト又はニッケルを含む粉塵の飛散が考えられる場合は、局所排気装置等の設置や保護具等の使用により、人体へのばく露を最小限にすること。
- 飲食や喫煙の前には十分に手を洗うこと。
- 取扱い場所では飲食や喫煙をしないこと。
- 定期的な健康診断の実施を行うこと。

#### 保管方法

- 急激な温度変化や湿度の高い場所を避けて保管すること。

### 8. 暴露防止および保護措置

局所排気装置の設置により、浮遊粉塵が次表に記載した許容濃度の基準値を超えないようにする。なお、コバルト(およびその無機化合物)については、労働安全衛生法第 65 条の 2 の第 2 項において厚生労働大臣の定める作業環境評価基準により管理濃度が 0.02mg/m<sup>3</sup>となっている。

この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗顔器と安全シャワーを設置すること。また、更衣設備と洗たくのための設備も設置すること。

#### □作業環境許容濃度(参考値)

成分	化学式	OSHA* PEL* mg/m <sup>3</sup> (金属ダストの濃度)	ACGIH* TLV* mg/m <sup>3</sup> (金属ダストの濃度)	日本産業衛生学会 許容濃度 mg/m <sup>3</sup>
炭化タングステン	WC	N/A	5 (as W)	N/A
炭化タンタル	TaC	N/A	N/A	N/A
炭化ニオブ	NbC	N/A	N/A	N/A
炭化チタン	TiC	N/A	N/A	N/A
窒化チタン	TiN	N/A	N/A	N/A
炭化バナジウム	VC	N/A	N/A	N/A
コバルト	Co	0.1	0.02	0.05
ニッケル	Ni	1.0	1.5	1.0
クロム	Cr	1.0	0.5	0.5

\*OSHA : Occupational Safety & Health Administration U.S. Department  
(米国労働安全衛生局)

\*PEL : Permissible Exposure Limit (許容ばく露限界)

\*ACGIH : American Conference of Governmental Industrial Hygienists Inc.  
(米国産業衛生専門家会議)

\*TLV : Threshold Limit Value (許容限度、しきい値)

\*N/A : Not Applicable (適用なし)

## 保護具

- 呼吸器の保護具： 粉塵に対する防塵マスクや呼吸保護具を着用すること。
- 手の保護具： 粉塵に対する保護手袋を着用すること。
- 眼の保護具： 粉塵に対する保護めがねを着用すること。
- 皮膚および身体の保護具： 皮膚との直接接触は避けること。  
付着した粉塵を取り除くため衣服、布切れ等は振り払わず、洗濯や適切なフィルターを使用した吸引によって必ず取り除く。  
汚染された衣服は新しいものに替えること。

## 9. 物理的および化学的性質

外観：	暗灰色の固体
臭い：	無臭
pH：	データなし
融点：	
沸点：	データなし
引火点：	データなし
蒸気圧：	データなし
比重：	11.0～15.5
溶解度：	不溶性

## 10. 安定性および反応性

### 反応性

- 酸のような化学物質と接触すると有害なガス発生の原因となる可能性がある。

### 化学的安定性

- 当該製品は、固体状態であり、製品のままでの爆発性、引火性、可燃性、自然発火性、禁水性、酸化性はなく、通常的环境下では化学的に安定している。

### 危険有害反応の可能性

- 粉末や顆粒状で空気と混合すると粉塵爆発の可能性はある。

### 避けるべき条件

- 下記の「混触禁止物質」との接触。

### 混触禁止物質

- 酸化性物質（過酸化水素、硝酸、硝酸アンモニウム、二酸化窒素など）
- その他物質（硝酸ヒドラジン、アセチレンなど）

### 危険有害な分解生成物

- なし

## 11. 有害性情報

急性毒性：	データなし
皮膚腐食性／刺激性：	データなし
眼に対する重篤な損傷・刺激性：	データなし
呼吸器感作性または皮膚感作性：	データなし
生殖細胞変異原性：	データなし
発がん性：	炭化タングステンと共存するコバルト粉末は IARC でグループ 2A：人に対する発がん性がおそらくある（文献 6）
生殖毒性：	データなし
特定標的臓器／全身毒性（単回暴露）：	データなし
特定標的臓器／全身毒性（反復暴露）：	データなし
吸引性呼吸器有害性：	データなし

## 12. 環境影響情報

### 移動性

- 浮遊粉塵での移動性はあるが、比重が大きいため堆積しやすい。

### 残留性

- 超硬合金に関する知見はない。

### 生態蓄積性

- 超硬合金に関する知見はない。

### 環境影響

- 超硬合金に関する知見はない。

## 13. 廃棄上の注意

### 廃棄方法

- 主成分である炭化タングステン、コバルトまたはニッケル等は希少金属であり、回収し、リサイクルすることが望ましい。
- 廃棄する場合は、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」等の産業廃棄物に関する法律、都道府県および市町村の関連条例に従って処理すること。

## 14. 輸送上の注意

国連番号：	非該当
国連分類：	非該当
海洋汚染物質：	非該当

## 15. 適用法令

- 化学物質排出把握管理促進法（PRTR 法）
 

炭化バナジウム	第一種指定化学物質 第 321 号
コバルト	第一種指定化学物質 第 132 号
ニッケル	第一種指定化学物質 第 308 号
クロム	第一種指定化学物質 第 87 号
- 労働安全衛生法
 

コバルト	法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2、別表第 9：名称等を通知すべき有害物 No.172 特定化学物質障害予防規則第 2 条第 1 項第 2、5 号：特定化学物質第 2 類物質、管理第 2 類物質
ニッケル	法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2、別表第 9：名称等を通知すべき有害物 No.418
クロム	法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2、別表第 9：名称等を通知すべき有害物 No.142

## 16. その他の情報

### その他の危険有害性情報

取り扱いに際しては「安全パンフレット」を参照のこと。

粉塵等については以下の注意が必要である。

- 粉塵等は鼻、口、喉、目の粘膜への刺激、呼吸器官や肺も刺激する。症状としては、皮膚のアレルギーによる発疹、呼吸器系では咳、喘息、息切れ、胸の圧迫感等がある。
- コバルトを含む粉塵を大量に飲み込んだ場合、血液、心臓、甲状腺および脾臓障害の発生原因となる可能性がある。（文献 1）
- コバルト、ニッケル又はクロムの反復又は長期の接触により皮膚、呼吸器官、心臓などに影響を与える可能性のあることが報告されている。（文献 2～5）

構成金属成分の発がん性については以下の知見がある。

金属コバルト	ACGIH	A3：動物に対して発がん性が確認された物質であるが、ヒトへの関連性は不明
	IARC	2B：ヒトに対して発がん性を示す可能性がある
	日本産業衛生学会	2B：人間に対しておそらく発がん性があると考えられる物質（証拠が比較的十分でない物質）
金属ニッケル	ACGIH	A5：ヒトに対して発がん性物質として疑えない物質
	IARC	2B：ヒトに対して発がん性を示す可能性がある
	日本産業衛生学会	2B：人間に対しておそらく発がん性があると考えられる物質（証拠が比較的十分でない物質）
金属クロム	IARC	3：ヒトに対する発がん性について分類できない
	*ACGIH：	American Conference of Governmental Industrial Hygienists Inc. (米国産業衛生専門家会議)
	*IARC：	International Agency for Research on Cancer (国際ガン研究機関)

構成金属成分の環境影響については以下の知見がある。

- コバルトおよびクロムは環境に有害な場合がある。水生生物への影響に特に注意が必要である。

#### 記載内容の取り扱い

本データシートに記載された内容は、現時点で入手できる資料、情報に基づいて作成したものであり、新しい知見により変更される場合があります。含有量、物理／化学的性質等の数値は保証値ではありません。また、注意事項は通常の見解を対象としたものであり、安全を保証するものではありません。

#### 参考 URL

- 経済産業省：<http://www.meti.go.jp/>
- 環境省（特定化学物質排出管理促進法）：<http://www.env.go.jp/>
- 厚生労働省（労働安全衛生法）：<http://www.mhlw.go.jp/>
- IARC（国際ガン研究機関）：<http://monographs.iarc.fr/>
- ICSC カード：<http://www.nihs.go.jp/ICSC/>
- 製品評価技術基盤機構：<http://www.safe.nite.go.jp/ghs/list.html>

#### 参考文献

- (1) Food & Drug Research Laboratories, study No.8005B (4.11.84).
- (2) T. Shirakawa et al., Chest. 95, 29 (1989).
- (3) International Chemical Safety Cards (cobalt, chromium, nickel).
- (4) 化学物質の危険・有害性便覧（中央労働災害防止協会編）
- (5) A. O. Bech et al., Brit. J. Ind., 19, 239 (1962).
- (6) IARC Monographs on the Evaluation of Carcinogenic Risks to Humans, vol.86 (2006).

## 改訂履歴

制定	2003年（平成14年）3月01日	
第1回改訂	2006年（平成18年）9月15日	
第2回改訂	2009年（平成21年）1月20日	GHS対応のため全面改訂
第3回改訂	2009年（平成21年）6月12日	混触禁止物質の修正
第4回改訂	2009年（平成21年）7月13日	消火剤を危険物の規制に関する政令・別表5に準拠させた 化学物質等の名称の変更
第5回改訂	2009年（平成21年）10月09日	PRTR法改正に伴う号番号変更
第6回改訂	2013年（平成25年）1月1日	MSDSをSDSに名称変更 労働安全衛生法施行令等一部改正により「コバルト及びその無機化合物」が特定化学物質第2類物質に指定されたことに伴う改訂

以上